

自治基本条例の現状での課題等(検証ワークシートによる)

第2回自治推進委員会  
平成22年8月19日(木)  
【資料】

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条 - 第3条)
- 第2章 市民の権利及び責務(第4条・第5条)
- 第3章 議会の権能及び責務(第6条 - 第8条)
- 第4章 市長、他の執行機関及び職員の責務(第9条 - 第11条)
- 第5章 コミュニティ活動と市民公益活動(第12条・第13条)
- 第6章 情報の共有(第14条・第15条)
- 第7章 市民参画及び協働(第16条 - 第21条)
- 第8章 市政運営の原則(第22条 - 第31条)
- 第9章 最高規範性(第32条)
- 第10章 雑則(第33条・第34条)
- 附則

前文～第4章(第11条まで)・・・理念、基本原則などのビジョンを示すとともに、市民、議会、市の役割を明確化し、権利や責務等の概念を規定

章、条の見直し	条 文	各委員からの課題意見等	
		条例改正	現状での問題点等
前文	<p>丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城を始めとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。</p> <p>私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たちは、これからの地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となつて、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなければなりません。</p> <p>私たちは、お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>ここに私たちは、地方自治の本旨に基づき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。</p>	<p>・前文の文章を改訂(簡素に読みやすく)</p> <p>広がる田園は、阿讃山脈へと続き、穏やかな瀬戸内海には風光明媚な島々が点在して温暖な気候風土は人々の暮らしを豊かにし、町を発展させ産業を振興させております。また、丸亀城を～</p> <p>～先人たちが守り続けてきた自然、伝統、文化、地場産業などを次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たちは、個性豊かな地域社会を形成していくために、市民一人ひとりが主権者となって地方分権時代における役割を分担して自らの責任を果たし協力しなければなりません。</p>	<p>・自治基本条例って何？そういう市民が多いのでは。</p> <p>・「ここに私たちは…」とある。私たちとは、前文内容からすると、「自治基本条例を制定したのは丸亀市民」と読み取れますがアンケートでは「丸亀市」が制定したとあるので微妙ですが違っている気がする。</p>

章、条の見直し	条 文	各委員からの課題意見等	
		条例改正	現状での問題点等
第1章 総則			
第1条 目的	この条例は、丸亀市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指す」「市民主体の自治の実現を図る」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立した地域社会とはどのようなものか</li> </ul>
第2条 定義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>市民 市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。</p> <p>市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。</p> <p>協働 市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市長等」「執行機関」</li> <li>・「協働」の定義に「市民相互」と「共通の目的達成のために共に」という文言を追加する。</li> </ul>	
第3条 基本原則	<p>第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本原則とする。</p> <p>市民及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。</p> <p>市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有し合うこと。</p> <p>市民は、市政への参画の機会が保障されること。</p> <p>市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。</p> <p>市民の自治活動は、自主性を基本とし、尊重されること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ は必要でないのでは？</li> </ul>	
第2章 市民の権利及び責務			
第4条 市民の権利	<p>市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営むとともに等しく市の行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>2 市民は、市が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に参画する権利を有する。</p> <p>3 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>4 市民は、互いに対等な立場で前3項に規定する権利を行使することができる。</p> <p>5 市民は、市政への参画に当たり、自主性及び自立性が尊重される権利を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全で安心な生活を営むとともに」「安全で安心な生活を営むために」</li> <li>・2「評価及び政策の形成への反映」「評価及び形成への反映」</li> <li>・4、5は必要でないのでは？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が情報を知る方法として（インターネットは限られた方だけだと思う。）自治基本条例だけでなく他の推進委員会のものも一緒にまとめた冊子があれば市民がもっと身近に感じられ、関心も高まるのではないかと思う。</li> </ul>

章、条の見直し	条 文	各委員からの課題意見等	
		条例改正	現状での問題点等
第5条 市民の責務	<p>市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、政策形成等の過程に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税、選挙への文言がいののでは？納税の義務を果たすものとし、また選挙権を有する市民はその行使の機会を生かす。</li> <li>・2 具体的な表記があれば？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は行政サービスに伴う負担を分任するために、自治会に加入するか、新たに結成し、地域のコミュニティー活動の費用その他に協力すべきである。</li> <li>・自治会組織に加入しないなど、市民としての責務の遂行に勤めない者に対して市当局の担当者の対応が判りにくい。</li> <li>・会費、寄付金その他負担する人と、しない人の不公平さに疑問を感じる。</li> <li>・真のコミュニティは、利害を共にする人の集まりでなければならない。</li> <li>・「行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」とはどのような状態をいうのか。</li> </ul>
第3章 議会の権能及び責務			
第6条 議会の権能	<p>議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定めるところにより、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定のほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。</p> <p>2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会はまだまだ議員の数が多様に思う。議会では市民の意思が市政に反映されている様な答弁とは思えない。市民の声が通る様な議会にしてほしいと思う。</li> </ul>
第7条 議会の責務	<p>議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な事項を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努めなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会だより」の内容の充実を図ってほしい。</li> </ul>
第8条 議員の責務	<p>議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市民福祉の向上を図るため、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対して説明するよう努めなければならない方法や報告回数等について明確に表記できないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員がどの様な働きかけ仕事をしているかが市民には伝わってこない。どんなことを推し進めようとしているのか、どんなところを改善しようと思われているか、分かるようにしてほしい。</li> </ul>

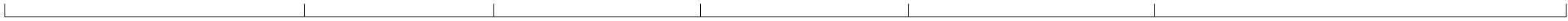
章、条の見直し	条 文	各委員からの課題意見等	
		条例改正	現状での問題点等
第4章 市長、他の執行機関、職員の責務			
第9条 市長の責務	<p>市長は、市政の代表者として、この条例の理念を実現するため、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処した<u>まちづくり</u>を推進しなければならない。</p> <p>3 市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない</p>	<p>・「まちづくり」．．． 「まちづくり」</p>	<p>・特に窓口業務、受付、相談窓口には市民が安心してどんな事でも聞くことの出来る様な人材配置を望む。(市民からどうしてあの人をおいているのだろうという声も聞かれるので...)</p> <p>・市民の意向を適正に判断し、タウンミーティング、市長との対話等についての実施方法や内容はどんなものか。その結果、市政がいかに反映されているのかが知りたい。</p>
第10条 他の執行機関の責務	<p>市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。</p>	<p>・「協働」「参画」の文言が必要でないだろうか？</p>	
第11条 職員の責務	<p>職員は、市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>3 職員は、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、創意工夫に努めなければならない。</p>	<p>・「協働」「参画」「コミュニティの進展」又は「地域づくり」の文言があれば？</p>	<p>・検証作業のための市職員アンケートを実施してはどうか？ 第32、33条参照</p>

第5章(第12条)~第8章(第31条)・・・まちづくりの原則、制度を規定・・・具体的な事業の展開  
 第9章(第32条)~第10章(第34条)・・・条例の位置づけ、雑則

章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<b>第5章 コミュニティ活動と市民公益活動</b>  <b>第12条 コミュニティ活動</b> 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。 2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。	活動の役割を尊重し、適切な措置を講ずる。	コミュニティセンター条例 コミュニティセンター条例施行規則 地区コミュニティ運営助成金交付要綱 コミュニティまちづくり補助金交付要綱 自治会補助金交付要綱	・まちづくり計画策定の推進 ・コミュニティセンターの整備、充実 ・コミュニティ活動への助成  (詳細は21年度第1回資料 参照)	・「まちづくり」 「まちづくり」  ・2「施策」 「支援」	・まだまだコミュニティセンターが地域全般には浸透してなくて、老人クラブ的な方々が集まる所だと思われる若い方々が多い。(20歳~50歳まで)幅広く地域の方々が利用できるよう地域でもっと考えるべきだと思う。 ・コミュニティ活動への助成のあり方は今のままで良いのか? ・各コミュニティが早急にまちづくり計画を出すことで、活動の方向性がよりよくわかると思う。 ・21年度第1回資料(21.8.25)資料 自治会への未加入者の積極的加入方法を考える(不公平感をなくす)。 ・コミュニティが住民の中には理解できてない人もあり「自分たちのまちは、じぶんたちで」という意識が少ないと思う。 ・「コミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じる」とは、どの条文にむすびつくのか? ・各地区のコミュニティセンターの整備状況とは別に、丸亀市全体のコミセン活動を支援する拠点はどのようになっているだろうか?拠点 連合組織体のようなもの。 ・市が指定管理も取り入れ、コミュニティに持っている方向性は何か。 ・コミュニティと行政の関係性。役割・責任の明確化。コミュニティの自主性や独自性を各コミュニティが持っていく方向なのか。
<b>第13条 市民公益活動</b> 市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。	活動促進のため適切な措置を講ずる。	第20条(協働)を参照	第20条(協働)を参照	・「施策」 「支援」	・協働という言葉も市民に浸透していない。 ・現段階で殆んど実施できてないと思うがどうか? ・適切な措置への結びつく条文とは? ・提案公募型協働事業の今後の方向性は。実施後の検討も必要では。 ・市職員の研修は実施されているか。 ・市民活動センターはどうなったのか。

章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<b>第6章 情報の共有</b>					
<b>第14条 情報の公開及び共有</b> 市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。	市の情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努める。 必要な事項は別に条例で定める。	情報公開条例 情報公開条例施行規則 消防本部情報公開条例等施行規程 上下水道部情報公開条例等施行規程 教育委員会情報公開条例等施行規程 教育委員会傍聴人規則 選挙管理委員会情報公開条例等施行規程 選挙管理委員会会議傍聴規程 監査委員情報公開条例等施行規程 公平委員会情報公開条例等施行規程 公平委員会傍聴規則 農業委員会情報公開条例等施行規程 固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程 議会情報公開条例等施行規程 議会傍聴規則	市からの発信 ・情報公開コーナーの設置・各種広報紙の発行・ホームページ作成・ケーブルテレビでの広報・出前講座の実施など  市民からの発信 ・ひまわりボックスへの投書・ひまわり通信(Eメールでの投書) ・タウンミーティング、コミュニケーション市長室の実施など (詳細は21年度第2回資料参照) ・公文書の開示 ・情報公開・個人情報保護審査会の設置		・市は情報を積極的に公開していただいているのですが、情報を見る、知る側が見やすい分りやすい情報公開をしてほしい。(インターネット、ホームページ、ケーブルテレビを見られない人も多いので) ・一部分の市民だけでなく関係地域の住民にも速く情報の公開 パブリックコメント等 住民の納得・賛成 決定が速くなる。例えば保育所民営化、小中一貫校等の問題など。 ・今回、この「検証作業」の中で議論することも大事と思うが、以前に議題としてあげられていた時の要約(要旨)をベースにしてはどうか(もちろん当時から変わった点はフォローする必要があるが)。 ・ハード面で、工事や何か建物が建つなどは、建ち始めて知ることが多い気がするが、事前にパブリックコメント等で意見を聞くなどはできないのか。 ・市民からの発言を活発にする方法?
<b>第15条 個人情報の保護</b> 市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。 2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。	個人情報の保護を厳正に行い、自己に係る個人情報の開示、訂正等の市民の権利に対し、適切な措置を講じる。 必要な事項は別に条例で定める。	個人情報保護条例 個人情報保護条例施行規則	・個人情報の開示等 ・情報公開・個人情報保護審査会の設置		・個人情報保護の適切な運営とはいかなるものか? ・個人情報を守ることは非常に大切である。新しくできた団地等、情報が少ないところでは民生委員として情報が欲しい時もある。

章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<b>第7章 市民参画及び協働</b>					
<b>第16条 参画</b> 市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。 2 市長等は、市民が参画しないことによる不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。	制度や施策を講じ、広く市民が参画する機会を保障する。 市民が参画しないことによる不利益を受けないよう配慮する。	附属機関設置条例 市民の意見を求める場合の手続に関する規則	・審議会等の設置 ・市民の意見を求める場合の制度を設ける		・良いことである。
<b>第17条 政策形成及び実施過程への参画</b> 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。 2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。 3 前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。	市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント等を実施する。この場合、市民に十分な情報を提供し、適当な検討期間を設ける。必要な事項は別に定める。	市民の意見を求める場合の手続に関する規則	・パブリックコメントの実施 ・アンケート調査の実施 ・説明会の実施 ・ワークショップの実施	・わかりやすい内容にして欲しい。言葉からしてわかりにくい。  ・3は必要だろうか？	・市民がアンケート調査に答える場合、質問数が多いとかえって矛盾点が出てくる。短い問いで誰もが答えやすい文章にする事が大切だと思う。 ・パブリックコメントのあがってくる件数が少ないことへの対策も必要なのでは。
<b>第18条 審議会等の運営</b> 市長等は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として市民からの公募による委員を参加させなければならない。 2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。 3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。	委員を選任する場合は委員構成における中立性の保持に留意し、原則市民からの公募による委員を参加させる。 会議及び会議録を原則公開する。 必要な事項は別に条例で定める。	附属機関設置条例 その他個別条例 附属機関会議公開条例 附属機関会議公開条例施行規則 審議会等の委員の公募に関する条例 審議会等の委員の公募に関する条例施行規則	・会議開催情報の公表 ・会議録の公開 ・公募委員の募集		・公募の市民枠を広げる。 ・公募動機の作文を止めて面接等を入れる。 ・適任者の選定が要る。 ・関係例規の審議会等の委員の公募に関する条例と審議会等の委員の公募に関する条例施行規則が知りたい。 ・審議会等の委員の選出で男女の比率は考慮していると思う。今後必要。委員の構成は検討してもいいのではと思う。公募同様、委員においても意見を提出するなど意志確認も含め必要ではないか。





章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<p><b>第19条 住民投票</b> 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。</p> <p>3 議員及び市長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。</p> <p>4 議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めるときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。</p> <p>5 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>市長は市政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>実施のときは、対象事案に応じた条例を別に定める。</p> <p>市長及び議会は住民投票の結果を尊重する。</p>			3、4は必要ないのでは？	
<p><b>第20条 協働</b> 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。</p>	<p>市民及び市は相互理解を深め、信頼関係の下に協働してまちづくりを進めるよう努める。</p> <p>市民の自発的な活動を支援する。</p>	信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域市民活動促進基本方針策定</li> <li>・協働推進計画策定</li> <li>・講座、講演会の開催</li> <li>・相談会の開催</li> <li>・提案公募型協働事業の実施</li> <li>・助成金等の情報提供</li> <li>・市民活動ステップアップ補助事業の実施</li> </ul>		<p>講座・講演会に参加しやすい環境とはいかなるものか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係事業の実施状況は。</li> <li>・市役所の今後の方向性が分かりにくい。</li> <li>・協働のレベルや協働で行うもの、行わなくていいものすみ分けが必要では。その点でも職員研修は必要だと思う。</li> </ul> <p>・「協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。」この事はとてもいい事なのですが近頃は助成金がもらえるから活動をするとの方向へいきがちに思います。活動内容をもっと重点に補助事業を見ていただき決めて欲しい。</p>

章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<p><b>第21条 自治推進委員会の設置</b> 市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。</p> <p>5 委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>答申及び提言を尊重する。 必要な事項は別に定める。</p>	<p>附属機関設置条例</p>			<p>「市民参画および協働の適正かつ円滑な推進…」 協働に関わる過去、現在、将来の案件または問題点について、もう少し時間を割いて周知し、検討することがより理解を深め、適性かつ円滑な推進につながると思う。 結論として、市民が自発的に参画できるよう、啓発に努めなければならない。</p>
<b>第8章 市政運営の原則</b>					
<p><b>第22条 行政手続</b> 市長等は、行政処分等に関する手続を定めて、市民の権利利益の保護に努めなければならない。</p> <p>2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>行政処分等に関する手続を定め市民の権利利益の保護に努める。 必要な事項は別に条例で定める。</p>	<p>行政手続条例 行政手続条例施行規則</p>			
<p><b>第23条 説明責任及び応答責任</b> 市長等は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から提示された意見等に対し、速やかに回答するとともに、公表しなければならない。</p>	<p>政策の立案、実施及び評価に至る過程において、経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たす。 市民から提示された意見等に対し速やかに回答し、公表する。</p>		<p>・総合計画の策定、公表 ・行政評価の実施、公表 ・ひまわり通信の実施 ・パブリックコメントへの回答</p>		<p>・行政評価の実施、公表は市民の方々が一番関心のある部分だと思うので「広報まるがめ」などにわかりやすくのせていただけたらいいと思う。 ・ひまわり通信に無記名で送ると返信はないが、返信はなくても市民からこういう意見があがっているというのが見ることができるようにして欲しいとの意見はよく聞いている。 ・ひまわり通信は関係各課に届けられるとあるが市長の目にふれることはないのか。行き先、処理の方法についても分かるようにすればどうか。</p>

章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<p><b>第24条 総合計画</b> 市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。 2 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。 3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p>	<p>総合計画を定め、適切な進行管理を行う。 常に検討を加え必要に応じて見直しを図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画の策定</li> <li>・実施計画の見直し</li> <li>・行政評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民の参画の機会を確保する」という文言が必要でなかろうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び市長等の対応で「常に検討を加え必要に応じて見直しを図らなければならない。」について具体的にどのような手続きで「検討を加え」「見直しを図る」ことになっているのか？実際に本条例制定後どのような検討・見直しがあったのか（第28条）</li> </ul>
<p><b>第25条 組織</b> 市長等は、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮するとともに、市民に分かりやすい組織の編成を行わなければならない。 2 市長等は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため常に見直しに努めなければならない。</p>	<p>事務事業の運営が簡素で効率的となるよう配慮し、分かりやすい組織の編成を行う。 常に見直しに努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織、機構の見直しの実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しばかりでなく中身の充実をはかるには？</li> <li>・過去4年間（条例制定後）の組織の見直しがどのように進んだのか情報を知りたい。</li> <li>・単一の課では、実施できない事業について予算の面での連携はどうなっているのか。</li> <li>・「市民にわかりやすい組織」＝「民主的に効率的な行政の確保」とはどのようなものか（逐条解説文中）</li> </ul>
<p><b>第26条 財政の健全性の確保</b> 市長は、健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。 2 市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。</p>	<p>健全財政確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担う。 毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況等に関する事項を公表する。</p>	<p>財政状況の作成及び公表に関する条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況を広報紙等に掲載</li> <li>・財政健全化計画を策定し公表</li> <li>・予算の公表</li> <li>・決算の公表</li> </ul>		

章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<b>第27条 出資法人に対する指導等</b> 市長等は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営が健全に維持されるよう必要な指導及び助言を行うものとする。	資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、運営が健全に維持されるよう必要な指導・助言を行う。		・財政援助団体の監査の実施と結果の公表		
<b>第28条 行政評価</b> 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。 2 市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。	総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させる。		・行政評価、外部評価の実施 ・行政評価結果の公表 ・行政評価委員の公募		・一般公募の方を多く委員に入れたらいいと思う。 ・「市民参画に努め、その結果を公表しなければならない。」この部分は行政評価への市民参画ということだと思われるがこの4年間で市民参画による評価の実例があれば教えてほしい。 (第24条) ・行政評価の結果は公表されているが、それに対して次年度の予算編成など市民の声が反映できるパブリックコメントなどの方法はあるのだろうか。
<b>第29条 監査</b> 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとする。	外部監査人による財務事情及び特定の事業等の監査を実施する。	丸亀市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例 丸亀市個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則	・包括外部監査の実施、結果の公表 ・個別外部監査の実施、結果の公表		
<b>第30条 国及び県との関係</b> 市は、国及び香川県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。	適切な役割分担を行い自立した地方自治を確立するよう努める。		・市長会等を通しての国、県への要望の実施 ・国・県からの技術的な助言や、講演会の実施		

章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<b>第31条 他の地方公共団体等との関係</b> 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。 2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。	共通課題、広域的課題に対し自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める。 他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。		・中讃広域行政事務組合 ・香川県後期高齢者医療広域連合 ・西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会 ・香川中央拠点都市地域整備推進協議会		・現実的に実現できているか
<b>第9章 最高規範性</b>					
<b>第32条</b> この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。 2 市長等は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。	この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。 市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努め、条例及び規則等の体系化を図る。		・自治基本条例を中心とした条例、規則等の制定		・「市民及び市は、実にこれを遵守しなければならない。」について、条文の中に「市民及び市は」とあるので、市民アンケートだけをもってして検証作業にあてるのでは不公平ではないか。「市」が（といっても具体的には市長や市職員ということになるでしょうが）この最高規範性をどう捉えているか。知ることも必要では？
<b>第10章 雑則</b>					
<b>第33条 条例の見直し</b> 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念に適合したものかどうかを検討するものとする。 次頁へ	5年を超えない期間ごとに、各条項が条例の理念に適合したものかどうかを検討する。		・検証作業のための市民アンケート実施	・「条例の見直し」「条例の見直しと検証」 ・2～3年に一度はした方がいいと思う。 ・5年を3～4年に。	・危機管理体制に関わる条例が必要でないだろうか。 ・アンケート実施後のその活用方法について。 ・アンケートの結果報告より条例の見直しが必要な場合もある。

章、条の見直し 条文	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	各委員からの課題意見等	
				条例改正	現状での問題点等
<p>2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 市長は、前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。</p>	<p>条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じる。</p> <p>必要な措置を講じるに当たり市民の意見を聴く。</p>				
<p><b>第34条 委任</b> この条例の施行に関し必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、市長等が別に定める。</p>	<p>必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、市長等が別に定める。</p>				